

# 広報あびこ

## 平和都市宣言

昭和60(1985)年12月3日制定

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかしながら、今日なお世界の動きは、核戦争の危機をはらみ、誠に憂慮にたえない。わが国は唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え、再び広島・長崎の惨禍を繰り返してはならない。我孫子市は市民の生命と安全を守るため、いかなる国のいかなる核兵器に対しても、その廃絶を求め、ここに平和都市を宣言する。

平成26年  
(2014年)  
1月  
16日



市ホームページアドレス <http://www.city.abiko.chiba.jp/> 携帯サイト <http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/>  
編集・発行 我孫子市役所 総務部秘書広報課 広報室 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 ☎04-7185-1111 (代表) FAX04-7185-0127 No.1349 (毎月1日・16日発行)

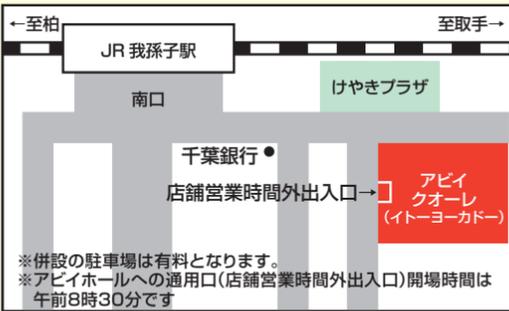
### 市が開設する申告会場

日程	会場	内容
2月10日(月)	布佐南 近隣センター	◎市県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署に回送)
2月12日(水)	新木 近隣センター	◎簡単な確定申告書の作成相談
2月13日(木) 14日(金)	湖北地区公民館	
2月17日(月)～ 3月17日(月)の平日 (ただし2月23日(日)、 3月2日(日)は開設)	アビクオーレ (イトーヨーカドー我孫子南口店)3階アビイホール	

※市役所本庁舎での申告受付は行っていませんのでご注意ください。

**受付時間** ◎布佐南近隣センター、新木近隣センター、湖北地区公民館 **相談・提出**…午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
◎アビイホール **相談**…午前9時～11時30分、午後1時～4時 **提出**…午前9時～午後5時  
※混雑状況により、早めに相談の受付を終了する場合があります。

### アビイホールのご案内



今年も申告会場は、アビクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階にあるアビイホールです(地図参照)。市役所での申告受付は行っていませんのでご注意ください。

- 申告に必要な書類**
- ◎給与所得者：給与所得の源泉徴収票(原本)
  - ◎年金受給者：公的年金等の源泉徴収票(原本)※年金振込通知書ではありません
  - ◎営業や農業などの事業所得者、不動産所得者：収支内訳書または青色申告決算書
  - ◎生命保険料・地震保険料の支払いのある方：控除証明書(原本)
  - ◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付書や口座振替で支払った方：納付済確認書(1月中に担当課から送付)
  - ◎年金引きの方は公的年金等の源泉徴収票に記載されるため、確認書の送付はあります。
  - ◎国民年金の支払いのある方：日本年金機構から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書(いずれも原本)
  - ◎医療費控除を受ける方：領収書(原本)※合計金額を集計してください。医療費の補てん金がある場合は、その金額がわかる書類
  - ◎障害者控除を受ける方：障害の等級のわかる障害者手帳の写し、または障害者控除対象者認定書
  - ◎源泉徴収票が複数ある場合はすべて必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。
  - ◎年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。また、この他にも申告内容に応じて必要な書類があります。

平成25年分の確定申告書の受付期間は2月17日(月)～3月17日(月)です。確定申告書と手引きは1月20日(月)から市役所、各行政サービスセンターでも配布します。また、市県民税の申告が必要と思われる方には、1月20日(月)に市県民税申告書を発送します。市県民税の申告書が届かない場合はご連絡ください。

## 申告の準備はお早めに

### 税理士による無料申告相談会

千葉県税理士会柏支部では、次の日程で税理士による無料申告相談を実施しますのでご利用ください。

**日時** 1月30日(木)・31日(金)、2月13日(木)・14日(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分  
**場所** けやきプラザ・ふれあいホール(駐車場は台数に限りがあり有料です。駐車場はありません)

**対象** 小規模納税者の所得税・消費税、給与所得者・年金受給者の所得税の申告(住宅借入金等特別控除や土地、建物、株式などの譲渡所得のある場合を除く)  
※贈与税の相談、ゴルフ会員権の譲渡、先物取引などの金融取引の相談はご遠慮ください。  
※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。  
☎ 柏税務署 ☎7146-2321

### 確定申告は柏税務署に

市内の申告会場は、市県民税の申告、作成済みの確定申告書のお預かり、簡単な確定申告書の作成相談です。次の方は、柏税務署に相談してください。

☎7146-2321  
「市県民税の申告」課税課・内線357

- ① 自営業(飲食業、大工など)、農業、不動産業、外交員、ピアノ講師など事業系の所得がある方
- ② 土地、建物、株式などの譲渡所得がある方
- ③ 入居後初めての住宅借入金等特別控除、雑損控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除の特例を受ける方
- ④ 平均課税・青色・訂正・過年の申告をする方
- ⑤ 国外に扶養する親族がいる方
- ⑥ 亡くなった方の申告
- ⑦ 申告分離消費税の申告
- ⑧ その他、特殊な内容を含む

### 年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることができません)。なお、所得税の申告が必要ない場合でも、市県民税の申告が必要な場合があります。

### 市県民税均等割の改正

「復興特別所得税」が創設されました。期間は、平成25年分～49年分の25年間で、

復興特別所得税の創設  
東日本大震災からの復興に必要な財源の確保を目的に、所得税額の2・1%の

均等割	現行(平成25年度まで)	改正後(平成26～35年度)
県民税	1000円	1500円
市民税	3000円	3500円
合計	4000円	5000円

### 電子申告をする方へ

## 電子証明書および住基カード

2月1日(土)も臨時に申請受付

所得税の確定申告を電子申告・納税システム(e-Tax)で申告するには、電子証明書を付けた住基基本台帳カード(住基カード)が必要です。  
**日時・場所** 2月1日(土)午前9時～午後3時、市民課(市役所本庁舎1階)申請できる方 本人(市の住民基本台帳に記載されている方)  
※原則15歳未満、成年被後見人の方は申請できません。  
**持参** A: 運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カード、身体障害者手帳、在留カードなど(住所欄がある場合は、住民票と同一の住所が記載されているものに限る)。  
B: 健康保険証、年金手帳、年金証書など  
※有効期限のあるものは期限内のものに限る。  
※Aから2点またはA・Bから各1点。Bから2点の場合は、当日受け渡しできません。すでに住基カードを持ち、電子証明書を申請する方は、必ず住基カードを持参してください。  
※手続きには30分程度時間がかかります。余裕をもってお越しください。  
**手数料・有効期限** ◎住基カード ¥500円・10年 ◎電子証明書 ¥500円・3年  
☎ 市民課・内線318

◎国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確定申告書の作成ができます。また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)では、ホームページで作成した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができます。利用するには、あらかじめ所定の手続きが必要です。☎ 柏税務署 ☎7146-2321